

住宅省エネラベル適合性評価業務終了のお知らせ

「住宅省エネラベル適合性評価業務」は、現行の省エネ法の改正による第 86 条の建築物の販売又は賃貸の事業を行う者の性能の表示努力義務規定及び登録建築物調査機関の廃止にともない、平成 29 年 3 月末をもって終了となります。

平成 29 年 3 月末で、【フラット 35】S（金利 A プラン）のトップランナー基準も廃止となりますが、平成 29 年 3 月 31 日までに交付された「住宅事業建築主基準に係る適合証」は、4 月 1 日以後も、【フラット 35】S（金利 A プラン）の要件確認書類としてご利用できます。

業務終了間際は、駆け込み等の申請も予想されますので、申請される方は、お早めをお願いいたします。平成 29 年 3 月 31 日までに住宅事業建築主基準に係る適合証の交付に至らなかった場合は、申請の取り下げを行っていただくか、交付できない旨の通知書を交付いたします。

なお、【フラット 35】S の設計検査において、BELS 評価書を省エネルギー性（一次エネルギー消費量等級）の確認資料として活用できる取り扱いが追加されます。（平成 29 年 4 月以後の「設計検査に関する通知書」交付分から適用）

【お問い合わせ先】

一般財団法人北海道建築指導センター
審査部審査課

TEL. 011-241-1897 FAX. 011-232-2870